

# 節税レポート



平成 19年 9月号

発行日 2007.9.3

## 今月のテーマ 減価償却(改正)

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

- 1 本年の税制改正で、減価償却費が大きく変わりました。備忘価額 1円まで減価償却できるようになりました。これまでは、原則 取得価額の95%まででした。

平成19年4月1日以後取得した減価償却資産から適用されます。

- 2 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

従来通りの減価償却を行って、95%まで償却したら、そこから5年間、1/5ずつ償却します。

償却限度額 = 残存簿価(取得価額の5%) ÷ 5

ただし、5年目は備忘価額1円を残すので、1円を控除した金額になります。



発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	<a href="mailto:info@okazaki-tax.com">info@okazaki-tax.com</a>
URL	<a href="http://www.okazaki-tax.com">http://www.okazaki-tax.com</a>

### 3 定額法

#### 償却限度額

従来 (取得価額-残存価額) × 定額法償却率

改正後 取得価額 × 定額法償却率

#### 設例 1

法定耐用年数 5年、取得価額 100万円、期首から事業  
供用した場合

償却限度額		
年度	改正前	改正後
1	18万円	20万円
2	18万円	20万円
3	18万円	20万円
4	18万円	20万円
5	18万円	199,999円
6	5万円	-
合計	95万円	999,999円

残存簿価 5万円 備忘価額 1円

### 4 定率法

定率法の償却率は定額法の償却率の250%の率を使用  
する。これまでの償却率とは異なる。

#### 償却限度額

(取得価額-償却累計額) × 定率法償却率

#### 設例 1と同じ

法定耐用年数 5年、取得価額 100万円、期首から事業  
供用した場合を定率法でやってみましょう。

償却限度額		
年度	改正前	改正後
1	369,000	50万円
2	232,839	25万円
3	146,921	12.5万円
4	92,707	6.25万円
5	58,498	6.2499円
6	36,912	-
7	13,123	-
合計	950,000	999,999円

残存簿価 5万円                      備忘価額 1円

改正後は、5年目に償却額が償却保証額を下回ったので、定率法から定額法に切り替えて償却します。  
(定率法で減価償却を行っても、法定耐用年数経過時には取得価額の100%まで償却は進みません。)

償却保証額--新しく出来た考え方です。

償却保証額 = 取得価額 × 耐用年数ごとの償却保証率

## 5 償却資産税との関係

償却資産税の評価方法は従来どおりです。したがって、法人税と償却資産税とで、減価償却資産は二重の管理となる。

## 6 背景

主要先進国では、取得価額の100%まで償却可能となっており、償却可能限度額(取得価額の95%)の存在は企業の国際競争力をそぐため。

